

●香川県警察本部告示第5号

香川県警察公有財産管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

香川県警察本部長 今井宗雄

香川県警察公有財産管理規程等の一部を改正する規程

(香川県警察公有財産管理規程の一部改正)

第1条 香川県警察公有財産管理規程(平成12年香川県警察本部告示第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(財産管理責任者等)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政財産の区分</th> <th style="text-align: center;">財産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部第一分庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部警備課警察航空隊庁舎</u></td> <td><u>香川県警察本部警備課長</u></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部機動隊庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	行政財産の区分	財産管理責任者	略		香川県警察本部第一分庁舎	略	香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター	略	略		香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター	略	<u>香川県警察本部警備課警察航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部警備課長</u>	香川県警察本部機動隊庁舎	略	略		<p>(財産管理責任者等)</p> <p>第3条 警察本部長が所管する行政財産の管理を分掌させるため、財産管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる行政財産に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政財産の区分</th> <th style="text-align: center;">財産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部第一分庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部通信指令課航空隊庁舎</u></td> <td><u>香川県警察本部通信指令課長</u></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部機動隊庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	行政財産の区分	財産管理責任者	略		香川県警察本部第一分庁舎	略	<u>香川県警察本部通信指令課航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>	香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター	略	略		香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター	略	香川県警察本部機動隊庁舎	略	略	
行政財産の区分	財産管理責任者																																				
略																																					
香川県警察本部第一分庁舎	略																																				
香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター	略																																				
略																																					
香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター	略																																				
<u>香川県警察本部警備課警察航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部警備課長</u>																																				
香川県警察本部機動隊庁舎	略																																				
略																																					
行政財産の区分	財産管理責任者																																				
略																																					
香川県警察本部第一分庁舎	略																																				
<u>香川県警察本部通信指令課航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>																																				
香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター	略																																				
略																																					
香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター	略																																				
香川県警察本部機動隊庁舎	略																																				
略																																					

(香川県警察庁舎管理規程の一部改正)

第2条 香川県警察庁舎管理規程(平成12年香川県警察本部告示第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(庁舎管理責任者等) 第4条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部第一分庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）</u></td> <td><u>香川県警察本部通信指令課長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部警備課警察航空隊庁舎</u></td> <td><u>香川県警察本部警備課長</u></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部機動隊庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		香川県警察本部第一分庁舎	略	<u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>	略		香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略	<u>香川県警察本部警備課警察航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部警備課長</u>	香川県警察本部機動隊庁舎	略	略		<p>(庁舎管理責任者等) 第4条 庁舎の管理に関する事務を行わせるため、庁舎管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる庁舎に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部第一分庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部通信指令課航空隊庁舎</u></td> <td><u>香川県警察本部通信指令課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部機動隊庁舎</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		香川県警察本部第一分庁舎	略	<u>香川県警察本部通信指令課航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>	<u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）</u>		略		香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略	香川県警察本部機動隊庁舎	略	略	
庁舎の区分	庁舎管理責任者																																				
略																																					
香川県警察本部第一分庁舎	略																																				
<u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>																																				
略																																					
香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略																																				
<u>香川県警察本部警備課警察航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部警備課長</u>																																				
香川県警察本部機動隊庁舎	略																																				
略																																					
庁舎の区分	庁舎管理責任者																																				
略																																					
香川県警察本部第一分庁舎	略																																				
<u>香川県警察本部通信指令課航空隊庁舎</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>																																				
<u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）</u>																																					
略																																					
香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略																																				
香川県警察本部機動隊庁舎	略																																				
略																																					

(香川県地域警察運営規程の一部改正)

第3条 香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>削除</u></p>	<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>航空隊（第56条—第59条）</u></p>

第8章～第10章 略  
附則

(運用)

第5条 地域警察は、交番、署所在地、駐在所、移動交番車、警備派出所、検問所、直轄警ら隊、自動車警ら隊、自動車警ら班、鉄道警察隊、水上警察隊、水上警ら班、通信指令室及び警察署通信室を活動単位とする。

2 略

(地域警察勤務)

第6条 略

(1)～(12) 略

(13)・(14) 略

2 略

(制服の着用等)

第8条 略

2～5 略

(勤務制)

第13条 略

(1)～(12) 略

(13)・(14) 略

第8章～第10章 略  
附則

(運用)

第5条 地域警察は、交番、署所在地、駐在所、移動交番車、警備派出所、検問所、直轄警ら隊、自動車警ら隊、自動車警ら班、鉄道警察隊、水上警察隊、水上警ら班、航空隊、通信指令室及び警察署通信室を活動単位とする。

2 略

(地域警察勤務)

第6条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（次条において「通常基本勤務」という。）を通じて、第3条の任務を達成するための活動を行うものとする。

(1)～(12) 略

(13) 航空隊勤務 航空機警ら及び待機

(14)・(15) 略

2 略

(制服の着用等)

第8条 略

2～5 略

6 警察用航空機には、機体両側部に当該航空機の名称を、機体後部両側部に「香川県警」の文字を黒字で表示し、その機体の塗色は、上部を青色、下部を銀色とするとともに、機体前方に赤色の帯を、後方に黄色の帯を設けるものとする。

(勤務制)

第13条 地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1)～(12) 略

(13) 航空隊勤務 日勤制

(14)・(15) 略

(勤務制の方式)

第14条 略

(1)～(3) 略

(4) 移動交番車勤務、通信指令室勤務及び警察署通信室勤務における日勤制は、通常勤務とする。

2 略

(準用)

第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、自動車警ら隊、鉄道警察隊、水上警察隊及び通信指令室の運営に関する事務を所掌する所属の長について準用する。

2 略

## 第7章 削除

第56条から第59条まで 削除

(勤務制の方式)

第14条 前条の勤務制の方式は、次に定めるところによるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 移動交番車勤務、航空隊勤務、通信指令室勤務及び警察署通信室勤務における日勤制は、通常勤務とする。

2 略

(準用)

第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、自動車警ら隊、鉄道警察隊、水上警察隊、航空隊及び通信指令室の運営に関する事務を所掌する所属の長について準用する。

2 略

## 第7章 航空隊

(設置等)

第56条 航空隊は、警察本部に置き、その位置は、高松市香南町岡1689番地3とする。

2 航空隊に、隊長を置く。

(航空隊の活動)

第57条 航空隊の地域警察官は、警察用航空機の運用により、警ら、遭難者の捜索救助及び陸上又は水上における警察活動の支援を行うものとする。

(警ら)

第58条 航空隊勤務の警らにおいては、警察用航空機の運用を必要とする警察事象の発生に即応できる態勢の下に、あらかじめ定められた空域を巡航して、地形、地物、交通の状況その他の管轄区域内の実態の掌握に当たるとともに、警察事象に対する警戒活動に当たるものとする。

(待機等)

第59条 航空隊勤務の待機においては、指定された場所において、事件、事故等が発生した場合に直ちに出勤することができる態勢を保持しつつ、警察用航空機、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

2 第44条の規定は、航空隊勤務の休憩について準用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。